

(JIHS) 内に DICT 事務局が設置されました。

3 DICT の今後について

現在 DICT 事務局では、平時から自治体を含めた関係機関との連携を強化し、災害発生時に迅速かつ効果的に避難所等における感染症対策の支援を行うための体制整備を進めているところです。引き続き、災害時における感染症対策の充実を図っていきたいと考えています。

【引用資料】

1. 厚生労働省. “DICT 事務局の設置について（厚生労働省委託事業・DICT 事務局の設置に関する記者発表会資料）（令和6年10月1日発出）”

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001374752.pdf>.（最終アクセス：令和7年12月23日）

■ DWAT（災害派遣福祉チーム）による災害時の支援

厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課

1 DWAT の概要と創設経緯

近年の災害においては、高齢者や障害者、乳幼児等の地域の要配慮者が、避難所等において、長期間の避難生活を余儀なくされ、必要な支援が行われない結果、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害が生じている場合もあり、これらの要配慮者の避難生活中における福祉ニーズへの対応が喫緊の課題となっています。

このような状況を踏まえ、災害時において、要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下等の防止を図るため、各都道府県において、社会福祉士や介護福祉士等から構成される「災害派遣福祉チーム」(DWAT)を組成し、避難所等において要配慮者に対する生活の困りごとなどの相談支援等を実施しています。(図9)

DWAT の活動は、東日本大震災を契機に一部の府県において先進的な取組が進められていましたが、全国において災害時における緊急一時的な福祉支援体制の構築を推進していくため、厚生労働省では、平成30年に災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドラインを策定し、都道府県における災害福祉支援ネットワークの構築及び DWAT の配置を進めており、令和6年能登半島地震において、初めて全国規模での本格活動を行ったところです。

災害福祉支援ネットワークと災害派遣福祉チーム（DWAT）について
 （「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」の概要（社会・援護局長通知））

○ 災害時において、要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下等の防止を図るため、各都道府県において、避難所、在宅、車中等で要配慮者に対する福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム」を組成するとともに、避難所等へこれを派遣すること等により、必要な支援体制を確保することを目的として、官民協働による「災害福祉支援ネットワーク」を構築している。

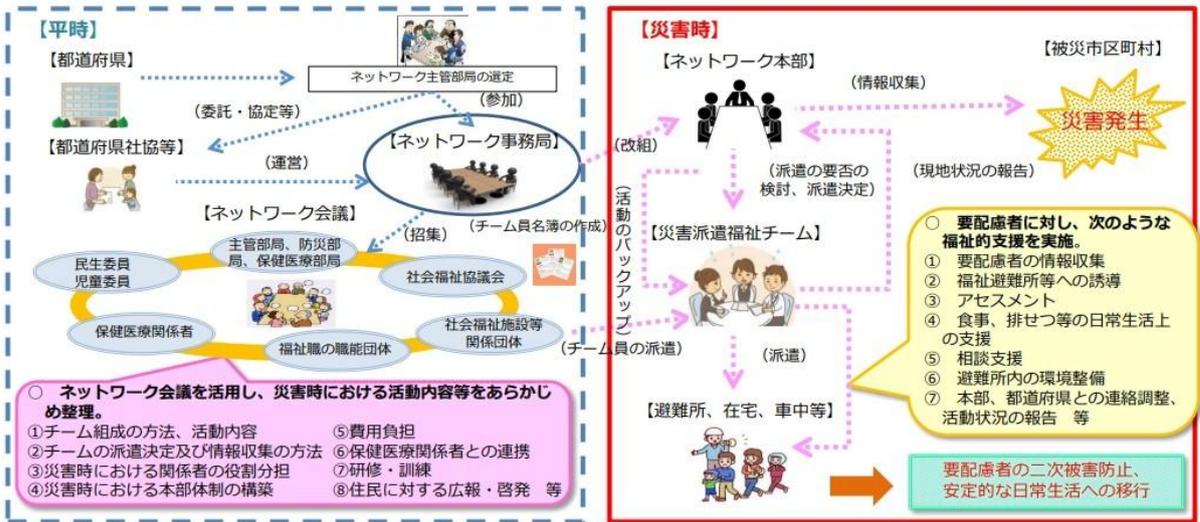


図9 DWATの活動概要¹⁾

2 DWATの活動内容

被災地の状況に応じて、主に以下の活動を行います。

(1) 要配慮者情報の収集

都道府県災害対策本部や保健医療福祉調整本部が有する情報の確認や巡回を通じて、要配慮者や観察が必要な者がいるか情報を収集します。

(2) 指定福祉避難所等への誘導

避難所や在宅等での生活が困難な者がいる場合には、必要な体制が確保されている福祉避難所への誘導を行います。

(3) 要配慮者へのアセスメント

要配慮者に必要な支援を行うため、家族構成や要介護度、病歴、服薬の状況その他の日常生活上の留意事項等のアセスメントを実施します。

(4) 日常生活上の支援

被災者一人ひとりの被災状況や生活状況に応じて食事、排せつ、入浴の介助等の日常生

活上の支援を行います。

（５）相談支援

避難所内に相談スペースを設置するなど、要配慮者の福祉ニーズを把握し、課題を適宜解決していくために必要な相談支援を行います。

（６）避難所等における環境整備

避難所における要配慮者の生活スペースや車いすの通路の確保、段差の解消、トイレ環境の改善等、生活環境を確認し、必要な環境整備を行います。

【引用資料】

1. 厚生労働省. “災害時の福祉支援体制の整備について（概要資料）”

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001511398.pdf>. (最終アクセス:令和7年12月23日)